

地籍調査の進め方

(実施主体が市町村の場合の主な手続き)

(1) 実施計画の作成

関係機関との連絡や調整を行い、調査を始める体制をつくります。



(2) 住民への地元説明会の開催

調査を行う地域の住民の方々に調査の内容やその方法等について説明を行います。

(3) 基準点測量

測量の基準となる点(基準三角点)を**国土地理院**が設置します。



(4) 筆界の確認(一筆地調査)

一筆ごとの土地について、公図等をもとに作成した資料を参考に、**関係者立会**のうえで、所有者、地番、地目、境界の確認を行い、確認された境界に「杭」を打ちます。

(5) 地籍測量及び地積測定

図根点(座標値を求めるための基準)を設置して測量を行い、一筆ごとの面積を計算します。
これにより、**土地の位置が地球上の座標値で表示**できるようになります。



(6) 地籍簿案、地籍図原図の作成

(4)(5)をもとに地籍簿案と地籍図原図を作成します。



(7) 閲 覧

(6)で作成した地籍簿案と地籍図原図を市町村役場等で一般の方々の閲覧に供し、**土地所有者等に確認**してもらいます。調査結果に誤りがあった場合には修正します。



一筆地調査



地籍測量



(8) 成果の承認、認証

閲覧の手続きを終了した地籍簿案、地籍図原図は、地籍調査の成果としての地籍簿、地籍図となり、**都道府県知事が国の承認を受け、成果の認証**を行います。



(9) 成果を登記所に送付

地籍図と地籍簿の写しが法務局に送付され、法務局では、地籍簿をもとに登記簿を書き改め、それまで法務局に備え付けられていた地図のかわりに、地籍図が不動産登記法第14条第1項地図として備え付けられます。



登記所送付